

都道府県・政令指定都市・中核市  
東京23特別区  
廃棄物・リサイクル行政 ご担当者様

環境省 環境再生・資源循環局  
総務課 循環型社会推進室  
廃棄物適正処理推進課

### 令和3年度「3R推進月間」及び環境省関連事業への協力依頼

平素より、3Rの推進にご尽力・ご協力をいただき、ありがとうございます。

環境省では、循環型社会形成推進基本法（平成12年施行）等を受け、国民や事業者の取組を1R（リサイクル）から3R（リデュース、リユース、リサイクル）へ拡大していくため、平成14年より毎年10月を「3R推進月間」として、関係8府省（環境省、経済産業省、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）とともに循環型社会の構築に向けた様々な情報発信や取組の促進に関する行事を展開しています。

下記についてご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1. 貴都道府県、政令指定都市、中核市、区での周知・ご活用【別添】

環境省では「3R推進月間」を後押しするポスターや、3Rへの態度変容等を促進するコンテンツとして、パネルデータ等を提供します。

貴団体の庁内及び関係団体での周知やご活用にご協力いただけますようお願いいたします。詳しくは「別添」をご参照ください。

#### 2. 管下の市町村への周知協力【別紙「市町村向け事務連絡」】

別紙の「市町村向け事務連絡」を管下の市町村（政令指定都市、中核市を除く）に送付いただけますようお願いいたします。

<お問合せ先>

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階

環境省 環境再生・資源循環局

総務課 循環型社会推進室

担当者：宍戸公、東儀昂、橋本健司

電話：03-5521-8336

E-mail：[KOU\\_SHISHIDO@env.go.jp](mailto:KOU_SHISHIDO@env.go.jp)

[TAKASHI\\_TOGI@env.go.jp](mailto:TAKASHI_TOGI@env.go.jp)

[KENJI\\_HASHIMOTO@env.go.jp](mailto:KENJI_HASHIMOTO@env.go.jp)

廃棄物適正処理推進課

担当者：鳥毛暢茂、新井良典、小澤奈月


電話：03-5501-3154

E-mail：[NOBUSHIGE\\_TORIGE@env.go.jp](mailto:NOBUSHIGE_TORIGE@env.go.jp)

[YOSHINORI\\_ARAI@env.go.jp](mailto:YOSHINORI_ARAI@env.go.jp)

[NATSUKI\\_OZAWA@env.go.jp](mailto:NATSUKI_OZAWA@env.go.jp)

The logo for 'Re-Style' features the word 'Re' in a stylized green font with a circular arrow around the 'e', followed by 'Style' in a grey sans-serif font.

限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。  
The text is accompanied by three circular icons: a pink one with a white arrow, a yellow one with a white arrow, and a blue one with a white arrow.

くわしくは>>> A search box with the text 'Re-Style' and a magnifying glass icon on the right.

【別添】

## 令和3年度「3R推進月間」に向けた環境省ポスターの提供等

### 1. 「3R推進月間」ポスターの活用について（活用依頼）

環境省では、今年度の「3R推進月間」に各地方公共団体において活用いただけるよう、月間ポスターを作成しました。（2種類）

下記のURL等より、データのダウンロードが可能となっておりますので、是非ご活用ください。

（ダウンロードページ） <http://www.re-style.env.go.jp/download/>  
（※ダウンロードには【ID:restyle】【パスワード:restyle2021】の入力が必要です。）

### 2. Re-Style 各種PRツールのご提供について（活用依頼）

環境省では、「3R推進月間」をはじめとして、3R行動を促進する様々な場面で活用いただける各種PRツールを制作しております。

国民の理解や意識醸成の向上には、全国的に統一感のある情報発信が効果的であることから、貴市町村等において、積極的なご活用をお願いいたします。

（ダウンロードページ） <http://www.re-style.env.go.jp/download/>  
（※ダウンロードには【ID:restyle】【パスワード:restyle2021】の入力が必要です。）

### 3. 消費行動を環境行動に！“選ぼう！3Rキャンペーン2021”全国でスタート！（お知らせ）

環境省では、平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、ライフサイクル全体での資源循環を図るために、消費者に近い事業者として特に主導的な取組が期待される小売事業者及びメーカーと連携した取組「選ぼう！3Rキャンペーン」を実施しています。

この取組は、消費者一人ひとりが、お買い物を通じて、3R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）や、資源の大切さを認識・共感し、日頃の消費行動（商品選択）へ結びつけることを目的に、「リデュース」につながる省資源商品や「リサイクル」などに関連するキャンペーン対象商品とした（環境省プロデュースの）消費者向けのキャンペーンです。

5年目となる今年は、参加メーカーや実施店舗など、昨年からスケールアップして、10月1日（金）より、全国のスーパー、ドラッグストア等、15,705店舗でスタートします！

（※詳しくは、[9月30日（木）発表予定の記者発表](#)又は Re-Style サイトをご覧ください。）

## <概要>

- 実施期間 : 10月1日(金)～12月15日(水) (※店舗により期間は異なります。)
- 応募〆切 : 12月31日(金) (当日消印有効)
- 応募方法 : 応募ハガキ(店頭設置)もしくはインターネット(下記専用サイト)から
- 参加企業 : 「Re-Style パートナー企業」及び「選ぼう! 3R キャンペーン」協力企業
- 専用サイト <http://www.re-style.env.go.jp/3r-campaign/2021/> (10月1日開設予定)



<実施イメージ>

## 4. Re-Style サイトの活用について

Re-Style では、地方公共団体等の 3 R に関する取組・行事情報等を以下にて幅広く掲載・紹介していきたいと考えております。貴市町村での積極的なご活用をお願いします。(掲載のご希望は、事務連絡にある担当者まで直接お問合せください)

<掲載コーナー>

- 「トピック」・・・ 3 R の取組や行事情報 (URL リンク設定) のご紹介
- 「Re-Style サポーター」・・・ 3 R の取組をする方々や応援メッセージをご紹介
- 「自治体応援団」・・・ Re-Style を応援する自治体マスコット等をご紹介

## 5. (ご参考) Re-Style とは

環境省では、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとして、若年層を中心に、資源の重要性や 3 R の取組を、サブカルチャーなどと連携した新たなコンテンツを通じて発信し、意識醸成や行動喚起を促進する Re-Style 事業を展開しています。

また、全国のスーパー、ドラッグストアなどで展開する3Rの取組を促進する消費者キャンペーン「選ぼう！3Rキャンペーン」などとも連動し、幅広い行動喚起に向けた取組を実施しています。

## 6. 環境衛生に係る普及啓発について

9月24日「清掃の日」に関連したごみの散乱防止等による清潔の保持、10月1日「浄化槽の日」に関連した浄化槽の適正な管理の推進並びに合併処理浄化槽の普及促進等の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する普及啓発についても、「3R推進月間」の取組と併せて、積極的な推進にご協力をお願いします。

[具体的な取組]

- (1) ごみの排出抑制、リユース、リサイクル等の推進（各種リサイクル法の周知を含む。）
- (2) 清掃の徹底・清潔の保持とごみの散乱防止に対する住民意識の啓発
- (3) 住民の理解と協力による市町村の廃棄物処理事業の推進
- (4) 産業廃棄物の減量化と不法投棄等の防止等適正処理の推進
- (5) 浄化槽の適正な管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進

【別 添】

事 務 連 絡  
令和 3 年 9 月 17 日

市町村

廃棄物・リサイクル行政 ご担当者様

環境省 環境再生・資源循環局  
総務課 循環型社会推進室  
廃棄物適正処理推進課

### 「3 R 推進月間」の環境省事業への協力依頼

平素より、3 R の推進にご尽力・ご協力をいただき、ありがとうございます。

環境省では、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年施行）等を受け、国民や事業者の取組を 1 R（リサイクル）から 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）へ拡大していくため、平成 14 年より毎年 10 月を「3 R 推進月間」として、関係 8 府省（環境省、経済産業省、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）とともに循環型社会の構築に向けた様々な情報発信や取組の促進に関する行事を展開しています。

下記についてご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1. 「3 R 推進月間」ポスターの活用について（活用依頼）

環境省では、今年度の「3 R 推進月間」に各地方公共団体において活用いただけるよう、月間ポスターを作成しました。（2 種類）

下記の URL 等より、データのダウンロードが可能となっておりますので、是非ご活用ください。

（ダウンロードページ） <http://www.re-style.env.go.jp/download/>

（※ダウンロードには【ID:restyle】【パスワード:restyle2021】の入力が必要です。）

#### 2. Re-Style 各種 PR ツールのご提供について（活用依頼）

環境省では、「3 R 推進月間」をはじめとして、3 R 行動を促進する様々な場面で活用いただける各種 PR ツールを制作しております。

国民の理解や意識醸成の向上には、全国的に統一感のある情報発信が効果的であることから、貴市町村等において、積極的なご活用をお願いいたします。

（ダウンロードページ） <http://www.re-style.env.go.jp/download/>

（※ダウンロードには【ID:restyle】【パスワード:restyle2021】の入力が必要です。）

### 3. 消費行動を環境行動に！“選ぼう！3Rキャンペーン2021”全国でスタート！（お知らせ）

環境省では、平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、ライフサイクル全体での資源循環を図るために、消費者に近い事業者として特に主導的な取組が期待される小売事業者及びメーカーと連携した取組「選ぼう！3Rキャンペーン」を実施しています。

この取組は、消費者一人ひとりが、お買いものを通じて、3R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）や、資源の大切さを認識・共感し、日頃の消費行動（商品選択）へ結びつけることを目的に、「リデュース」につながる省資源商品や「リサイクル」などに関連するキャンペーン対象商品とした（環境省プロデュースの）消費者向けのキャンペーンです。

5年目となる今年は、参加メーカーや実施店舗など、昨年からスケールアップして、

10月1日（金）より、全国のスーパー、ドラッグストア等、15,705店舗でスタートします！

（※詳しくは、[9月30日（木）発表予定の記者発表](#)又はRe-Styleサイトをご覧ください。）

The banner features a young boy in a striped shirt holding a green bottle. Text includes '環境省 Ministry of the Environment', 'SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS', and '2021 選ぼう！3R キャンペーン 10/10・12/31'.

Right side text: 'キャンペーンの詳細・対象商品・ご応募は専用サイトへ！', '総計1,000名様に当たる！', 'ハガキを使わず Web応募で省資源', 'Webでのご応募なら 当選確率2倍!!', 'Wチャンス!', 'さらに抽選で50名様に「選ぼう！3Rキャンペーン」特別賞品をプレゼント！'.

Product categories shown: 1,000円コース (シューズ, バッグ, 肉類, 野菜), 500円コース (洗剤, パン, 卵, 調味料), 50円コース (お菓子, 飲料).

Bottom text: '環境省では、限りある資源を大切に未来へ繋いでいく、3Rの取組と、サーキュラーエコノミーを推奨しています。 Re-Style'.

#### <概要>

- 実施期間 : 10月1日（金）～12月15日（水）（※店舗により期間は異なります。）
- 応募〆切 : 12月31日（金）（当日消印有効）
- 応募方法 : 応募ハガキ（店頭設置）もしくはインターネット（下記専用サイト）から
- 参加企業 : 「Re-Style パートナー企業」及び「選ぼう！3Rキャンペーン」協力企業
- 専用サイト <http://www.re-style.env.go.jp/3r-campaign/2021/>（10月1日開設予定）



<実施イメージ>

#### 4. Re-Style サイトの活用について

Re-Style では、地方公共団体等の 3 R に関する取組・行事情報等を以下にて幅広く掲載・紹介していきたいと考えております。貴市町村での積極的なご活用をお願いします。(掲載のご希望は、事務連絡にある担当者まで直接お問合せください)

<掲載コーナー>

- 「トピック」・・・3 R の取組や行事情報 (URL リンク設定) のご紹介
- 「Re-Style サポーター」・・・3 R の取組をする方々や応援メッセージをご紹介
- 「自治体応援団」・・・Re-Style を応援する自治体マスコット等をご紹介

#### 5. (ご参考) Re-Style とは

環境省では、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとして、若年層を中心に、資源の重要性や 3 R の取組を、サブカルチャーなどと連携した新たなコンテンツを通じて発信し、意識醸成や行動喚起を促進する Re-Style 事業を展開しています。

また、全国のスーパー、ドラッグストアなどで展開する 3 R の取組を促進する消費者キャンペーン「選ぼう！ 3 R キャンペーン」などとも連動し、幅広い行動喚起に向けた取組を実施しています。

#### 6. 環境衛生に係る普及啓発について

9 月 24 日「清掃の日」に関連したごみの散乱防止等による清潔の保持、10 月 1 日「浄化槽の日」に関連した浄化槽の適正な管理の推進並びに合併処理浄化槽の普及促進等の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する普及啓発についても、「3 R 推進月間」の取組と併せて、積極的な推進にご協力をお願いします。

[具体的な取組]

- (1) ごみの排出抑制、リユース、リサイクル等の推進 (各種リサイクル法の周知を含む。)
- (2) 清掃の徹底・清潔の保持とごみの散乱防止に対する住民意識の啓発
- (3) 住民の理解と協力による市町村の廃棄物処理事業の推進
- (4) 産業廃棄物の減量化と不法投棄等の防止等適正処理の推進
- (5) 浄化槽の適正な管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進



<お問合せ先>

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎 5 号館 23 階

環境省 環境再生・資源循環局

総務課 循環型社会推進室

担当者：宍戸公、東儀昂、橋本健司

電話：03-5521-8336

E-mail：[KOU\\_SHISHIDO@env.go.jp](mailto:KOU_SHISHIDO@env.go.jp)

[TAKASHI\\_TOGI@env.go.jp](mailto:TAKASHI_TOGI@env.go.jp)

[KENJI\\_HASHIMOTO@env.go.jp](mailto:KENJI_HASHIMOTO@env.go.jp)

廃棄物適正処理推進課

担当者：鳥毛暢茂、新井良典、小澤奈月


電話：03-5501-3154

E-mail：[NOBUSHIGE\\_TORIGE@env.go.jp](mailto:NOBUSHIGE_TORIGE@env.go.jp)

[YOSHINORI\\_ARAI@env.go.jp](mailto:YOSHINORI_ARAI@env.go.jp)

[NATSUKI\\_OZAWA@env.go.jp](mailto:NATSUKI_OZAWA@env.go.jp)



限りある資源を未来につなぐ。  
今、僕らにできること。 

<わしくは>>>  

資循第266-2号  
令和3年9月28日

水環境課長 }  
産業廃棄物指導課長 } 様

資源循環推進課長

令和3年度「3R推進月間」及び環境省関連事業への協力について（依頼）

さて、標記について、令和3年9月17日付け事務連絡で環境省から協力依頼がありましたのでお知らせします。

ついては、下記のとおり本月間における環境衛生に係る普及啓発について、御配慮くださるようお願いいたします。

## 記

### 1 依頼事項

9月24日「清掃の日」に関連したごみの散乱防止等による清潔の保持、10月1日「浄化槽の日」に関連した浄化槽の適正な管理の推進並びに合併浄化槽の普及促進等の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する普及啓発についても、「3R推進月間」の取組と併せて、積極的な推進にご協力をお願いします。

#### [具体的な取組]

- (1) ごみの排出抑制、リユース、リサイクル等の推進（各種リサイクル法の周知を含む。）
- (2) 清掃の徹底・清潔の保持とごみの散乱防止に対する住民意識の啓発
- (3) 住民の理解と協力による市町村の廃棄物処理事業の推進
- (4) 産業廃棄物の減量化と不法投棄等の防止等適正処理の推進
- (5) 浄化槽の適正な管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進

担 当

資源循環工場・

循環型社会推進担当 山本

電話：048-830-3108